

岐阜医療科学大学同窓会子女入学準備金給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4条に規定する事業のうち、(3)(4)の各号の岐阜医療科学大学への協力、その他、本会の目的達成に必要な事項に基づき、岐阜医療科学大学・大学院(以下「本学」という。)に入学する学生(科目履修生、研究生は除く)に対し支給する同窓会員子女入学準備金(以下「準備金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 準備金は、同窓会正会員の子女の入学に関する経済的負担を低減することにより、同窓会会員子女の本学への就学支援を目的とする。

(準備金の名称)

第3条 準備金の名称は、岐阜医療科学大学同窓会員子女入学準備金とする。

(給付要件)

第4条 次の各号を満たす者のうち、本人の申請に基づき、岐阜医療科学大学同窓会役員会にて選考の上、決する。

- (1) 本学同窓会正会員の子女であること。
- (2) 本学が設置する大学院・学部・専攻科に新たに入学する子女であること。
- (3) 本学同窓会正会員又はその配偶者が当該子女を扶養していること。
- (4) 給付回数は子女1名につき一度までとする。

(準備金の額)

第5条 採用者1名につき10万円とする。ただし、採用者が6名以上の場合、減額して支給する。

(申請手続)

第6条 準備金を受けようとする者は、入学後2週間までに、準備金申請願に本会が必要とする書類を添え、本会会長宛に提出するものとする。

(準備金の返還)

第7条 準備金は、返還を要しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請により準備金を給付された場合。
- (2) 入学年度に退学した場合。

(事務)

第8条 準備金に関する事務手続は、同窓会事務局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、岐阜医療科学大学同窓会役員会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。